西村 幸夫

東京大学大学院工学系研究科教授

- 1 環境省の基本姿勢は全面的に支持できる。
- 2 ただし、憲章等いくつかの面で、「底辺の拡大」を意識するあまり、エコツーリズムを単なる自然愛護と混同するようなあいまいさが目立つ。
- 3 憲章にはエコツーリズムの定義を明確にすべきである。
- 4 憲章は後世に残る唯一の文書であるため、ここに書き込むことが重要であ る。
- 5 憲章案にある情緒的な文章は、憲章前文、もしくは憲章と対になる「エコッーリズムへのメッセージ」といったものとして位置づける。
- 6 いかに趣旨を説明していたとはいえ、憲章の文章をひとりの文筆家に委ねるということは憲章の趣旨に反している。
- 7 エコツアー総覧やガイドブックなど、いかに続く施策はすべてエコツーリ ズムの定義に即して解説が加えられるべきである。
- 8 特にエコツーリズム大賞とエコツアー総覧に関しては、ツアーが環境の保全に寄与している(たとえば収益の一部が環境保全に充てられている、入り込み観光客数が何らかの形でコントロールされているなど)、ツアーが環境学習に寄与している、などの点が(少なくとも姿勢として)認められるという点が必要である。
- 9 さもなければ、たんなる自然愛護ツアーや、マスツーリズムの一部に自然 学習が組み込まれているもの、などを排除できない。こうしたものをエコ ツーリズムの要素があるツアーとして認めることも一案であるが、その場 合には、本格的なエコツアーとのジャンル分けが必要である。